

水源環境保全・再生かながわ県民会議  
市民事業専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）設置要綱第6条第1項に基づき市民事業専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の事項について検討する。

- (1) NPO等が行う事業を支援する仕組みに関する事
- (2) 対象事業の審査に関する事

(委員)

第3条 専門委員会の委員は、県民会議設置要綱第6条第2項から第6項の規定による。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(会議の公開)

第5条 専門委員会は、原則として公開とし、公開の方法等は県民会議の扱いを準用する。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、環境農政部緑政課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年5月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

## 市民事業専門委員会の取組状況

(「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題」(平成 21 年 3 月)から抜粋)

### 5 事業実施状況

#### (3) 県民会議の活動実績

体制	平成 19 年度			平成 20 年度		【参考】 5 か年計 画上の体 制・活動
	事業内容	実施 回数	成果	事業内容	実施 回数	
市民事業 等審査専 門委員会	市民事業支援制度 の検討、報告	6 回	知事に報告(中間 報告 12/4・最終報 告 2/19) 市民事業支援補助 金の制度化(H20~)	支援制度の検証・ 見直し 財政的支援以外の 支援策の検討 知事に報告	7 回	部会 市民事業 の推進
市民事業 支援補助 金選考会			平成 20 年度予算 900 万円	市民事業等審査専 門委員会が選定会 委員を兼ねるが独 立組織として選考 する	4 回	市民事業 等の支援

### 8 事業進捗状況から見た評価

#### (3) 市民事業等審査専門委員会

市民事業等審査専門委員会は、NPO 等が行う事業を支援する仕組みの検討を所掌事項とし、学識経験者を中心に 5 名の委員で平成 19 年 5 月 16 日に設置され、2 年間で 13 回開催した。

市民事業等への支援制度の検討に当たっては、県内 140 団体にアンケート調査を行うとともに、10 の活動団体からヒアリングを行い、意見の集約を図った。このアンケート結果や県民会議委員からの意見など 129 件の意見を元に検討を行い、平成 19 年 12 月 4 日に「市民事業等支援制度中間報告書」を、平成 20 年 2 月 19 日に「市民事業等支援制度最終報告書」をそれぞれ知事に報告した。

この報告に基づき、県においては、平成 20 年度に市民事業支援補助金制度が創設され、4 月 1 日から募集が始まり、32 団体 65 事業の応募があった。当専門委員会委員は、選考会委員として、応募事業を審査し、2 次審査においては公開プレゼンテーションにより、20 団体 36 事業の支援を決定し、知事に報告した。県では、この報告に基づき同団体への補助金交付決定(総額 8,929 千円)を平成 20 年 7 月 1 日に行った。

平成 20 年度は、この補助金の実際の運営を通じ、改善すべき点や財政的支援以外の支援策について検討し、「平成 20 年度市民事業等支援制度報告書」として、平成 20 年 12 月 18 日に知事に報告した。

県では、この報告書に基づき、平成 21 年度事業に必要な予算措置と年度当初の交付決定を目指し、平成 21 年 1 月 5 日から補助申請の受付を開始し、3 月 8 日に 2 次選考会を行い、その結果、22 団体 41 事業を採択し、知事に報告した。

財政的支援以外の支援策については、2 次選考会に際し、平成 20 年度事業の事業報告会と情報交換会を行い、各団体の交流を促進するとともに、県のホームページに市民事業を支援するための情報を集約して提供するコーナーの整備を行っている。

今後の課題としては、応募団体が水源地域のいわゆる里山整備の団体に偏っていることから、横浜・川崎などの水源地以外における啓発・教育等の市民活動の

活性化や丹沢の中心部における活動への支援が課題となっている。また、広域的・中核的団体の育成や専門性の高い NPO 等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題となっている。

県民会議は、今後とも市民活動の支援のあり方等について、引き続き、定期的・継続的に検証していく必要があることから、当専門委員会の名称についてもそれに即した名称の変更を検討する必要がある。

## 11 県民会議 事業モニター結果

(事業内容のうち、「市民事業等の支援」に関する事業モニターのみ実施。なお、モニターの目的は、活動団体の活動に対するモニターではなく、支援制度の有効性等に対するモニターである。)

- ・ 市民事業支援補助金については、水源環境を守ろうとする市民活動の支援に大いに役立っている。調査研究活動を行う市民団体も、この支援により精度の高い調査研究が進展しており、時宜を得た施策と考える。
- ・ 多くの団体に対して、少額の補助金を助成する、この支援制度は、日常の活動費が不足がちである地域密着型の市民団体に対する支援として一定の評価をすることができる。今後は、市民団体の自立を促す仕組みも必要である。

### 事業モニターの実施状況

- (1) 日程 平成 21 年 1 月 18 日 (日)
- (2) 場所 ①山北町酒匂川支流、②大井町篠窪
- (3) 説明者 ①NPO 法人神奈川ウォーター・ネットワーク、②NPO 法人しのくぼ
- (4) 事業概要
  - ① 水源環境保全・再生に資する調査研究への支援  
酒匂川支流の水質及び水生生物調査と在来ヤマメの増殖試験への助成
  - ② 森林の保全・再生事業への支援  
クヌギ林の整備・里山の再生事業、資機材の購入への助成
- (5) モニター実施委員の主な個別意見
  - 金額が高額のものとは現状のままでよいが、申請額が少額である場合は簡易な方法としてはいかがでしょうか。
  - 里山の風景が蘇りつつあるのを実感しましたが、手を緩めると自然が荒れた状態に戻るのも早く油断できません。保全・再生には協力者の確保はもとより「市民事業支援補助金」のような公的支援の継続を現場は強く望んでいます。
  - 資機材購入とチェーンソーの講習会開催等によって、間伐等の作業力は大幅にアップしました。この点では NPO 団体による地域水源林の整備は有効と考えます。しかし、規模は拡大していますが、支える担い手が地元から出てくるまでにはいたっていません。
  - 関心の薄かった町民の方たちが整備された状況を見て、プラス思考に変化してきたことは、励みになるのではないのでしょうか。

## 13 総括

### (市民事業の支援について)

県民会議の提案により、平成 20 年度から制度化・実施された「市民事業支援補助金」については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待することができる。一方で、広域的・中核的団体の育成や専門性の高い NPO 等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題となっている。